

答 申

令和2年11月13日

川越町長 城田 政幸 様

川越町総合計画審議会  
会長 大塚 俊幸

第7次川越町総合計画（案）について（答申）

令和元年11月22日付け川企第247号で諮問のありました第7次川越町総合計画（案）について、当審議会において慎重かつ活発に議論を行い、審議した結果、新たなまちづくりの指針として適正と認められますので、この旨を答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、基本構想に掲げられたまちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、各種施策を実施するとともに下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 まちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」を実現するために、町職員をはじめ、町民一人ひとりがまちづくりの基本理念と目標を理解し、共有することが重要であり、多様な手段と機会を通じて総合計画の周知に努めること。
- 2 住民一人ひとりがまちづくりの主役となって、自助、共助のまちづくりを進めていくために、公助となる行政支援を適切に行うこと。
- 3 住民との協働のまちづくりを推進するために、住民に信頼されて、地域に貢献できる職員の育成に努め、行政と住民との意思疎通を緊密にした、人と人とのつながりを大切にした温かみのある行政運営を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策や新たな社会を指す Society5.0（ソサエティ 5.0）の進展への対応など、時代や社会の変革に対して柔軟に対応できる行政運営を行うこと。
- 5 近隣の市町や関係団体との連携などを行いながら、効率的、効果的な行政運営を行うこと。
- 6 総合計画を着実に推進するために、施策や事業の達成状況を把握するなどの実績評価を行い、必要に応じて事業の改善に努めること。

以上